



Energia

2026年1月1日実施

中国電力株式会社

電気・ガス料金支援に係る供給条件（自由料金）

1 適用範囲

この電気・ガス料金支援に係る供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、当社が定める約款、要綱、料金表およびその他別に定める供給条件等（電気特定小売供給約款を除きます。以下総称して「約款等」といいます。ただし、当該約款等が変更された場合は、変更後の約款等をいいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2026年2月分の料金に係る託送約款等に定める計量期間または検針期間（以下「計量期間等」といいます。）の始期から2026年4月分の料金に係る計量期間等の終期までといたします。

3 電気・ガス料金支援に係る供給条件の変更

- (1) 約款等または電気・ガス料金支援の変更により、本供給条件を変更する必要が生じた場合、当社は変更後の約款等または電気・ガス料金支援をふまえ、本供給条件を変更することがあります。この場合、適用期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気・ガス料金支援に係る供給条件によります。
- (2) 当社は本供給条件を変更する場合、変更後の電気・ガス料金支援に係る供給条件を当社のホームページ等でお知らせいたします。

4 燃料費調整

燃料費調整とは、約款等の料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

5 料金

2（適用期間）に定める適用期間における約款等の料金は、約款等に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

なお、燃料費等調整を実施している場合（燃料費調整単価を算定しない場合に限ります。）も、上記に準じて燃料費等調整単価を算定することといたします。

また、高圧で電気の供給を受け、電力量料金に燃料費調整を実施していない場合は、上記によらず、電力量料金から次の料金を減算するものといたします。

	2026年2月分および2026年3月分の料金に係る計量期間等の期間	2026年4月分の料金に係る計量期間等の期間
1キロワット時につき	2円30銭	80銭

6 その他の事項

その他の事項については、約款等に定めるところによるものといたします。

別 表 (燃料費調整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といいます。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。また、 α 、 β 、 γ は約款等に定める値といいたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といいたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、基準燃料価格は約款等に定める値といいたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b または当社が別に定める場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年9月1日から 2025年11月30日までの期間	2026年2月分の料金に係る計量期間等
2025年10月1日から 2025年12月31日までの期間	2026年3月分の料金に係る計量期間等
2025年11月1日から 2026年1月31日までの期間	2026年4月分の料金に係る計量期間等

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格と同額の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 低圧で電気の供給を受ける場合

(ア) 定額制供給の場合

深夜電力Aの特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2026年2月分および 2026年3月分の料金に 係る計量期間等の期間	2026年4月分の料金に 係る計量期間等の期間
1契約につき	450円00銭	150円00銭

(b) 従量制供給の場合

i スマートコース

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2026年2月分および 2026年3月分の料金に 係る計量期間等の期間	2026年4月分の料金に 係る計量期間等の期間
最低 料金	1契約につき最初の 15キロワット時まで	67円50銭	22円50銭
電力量 料金	上記をこえる1キロ ワット時につき	4円50銭	1円50銭

ii i以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年2月分および 2026年3月分の料金に 係る計量期間等の期間	2026年4月分の料金に 係る計量期間等の期間
1キロワット時につき	4円50銭	1円50銭

b 高圧で電気の供給を受ける場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年2月分および 2026年3月分の料金に 係る計量期間等の期間	2026年4月分の料金に 係る計量期間等の期間
1キロワット時につき	2円30銭	80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

深夜電力Aの燃料費調整額は、(2)によって算定された燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、スマートコースのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、約款等に定める値といたします。

